

特別職報酬等審議会会議要旨

1. 日 時 令和7年7月24（木） 午後2時00分～午後4時00分

2. 場 所 市川市役所第一庁舎5階 第1委員会室

3. 出席委員

会 長	田口 安克	副会長	瀧上 信光
委 員	大野 京子	委 員	大橋 愛生
委 員	小林 俊之	委 員	紺野 大輔
委 員	塩田 喜美子	委 員	芝田 弘一
委 員	鈴木 麻由美	委 員	戸村 節子
委 員	知久 有美	委 員	中田 和典
委 員	柳沢 泰子		

4. 欠席委員 委 員 鈴木 北斗 委 員 細川 ひろみ

5. 事務局

佐藤	職員課長	米津	議事課長
八巻	職員課主幹	柴田	庶務課主幹
小林	職員課主査	富岡	職員課主査
別府	職員課主任		

6. 提出資料

資料10	特別職と一般職
資料11	議会の長とその他執行機関等との関係
資料12	常勤特別職の職務と活動状況について
資料13-1	市川市議会について
資料13-2	議会の活動状況について
資料13-3	定例会の主な流れ
資料14	市議会議員の報酬について
資料15	政務活動費について

7. 会議概要

田口会長

只今より、第2回市川市特別職報酬等審議会を開催いたします。

初めに、市川市特別職報酬等審議会条例第6条第2項において、『会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。』とされておりますので、出席の確認をいたします。本日は、鈴木北斗委員、細川委員から欠席のご連絡を頂いております。

従いまして、委員定数15名の半数以上の委員に出席いただいておりますので、会議は有効に成立しておりますことを確認いたします。

次に、会議公開等についてです。本日の議題につきましては、個人情報に該当するような資料や説明がないということ、事前に事務局より聞いておりますので、非公開とする事項はございません。この場合、原則として会議は公開することとなっておりますので、本日の会議を公開としたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

— 全員挙手 —

田口会長

ありがとうございます。全員賛成ということで、本日の会議は公開といたします。なお、本日の傍聴者はおりませんので、ご承知おきください。

田口会長

続きまして、会議次第の『2議事』に入ります。

審議対象である特別職の位置付けと職務内容について、理解して頂きたいと思っています。

始めに、議題の『(1) 特別職について』事務局に資料の説明を求めます。

事務局

(資料10により説明)

A委員

特別職は原則、勤務時間という概念がないということですが、例えば、災害時にテレビを見ていると、その自治体の市長が24時間体制で働いているように見えますが、それに対して、特別手当は発生しないのですか。

事務局

今おっしゃられたような例では、特にそれに対しての手当は発生するものではあ

りません。

B委員

資料10の「特別職のリストの中の概念の下から3つ目の【例】に、「○諮問機関として設置する審議会の委員」とありますが、当審議会もそれにあたるのですね。

事務局

通常、審議会は、市長から「こういったことについて意見をください。」という諮問があります。その投げかけを受けて答申という形で対応し、何かしらの意見を述べるというのが諮問機関です。

本審議会も諮問・答申という役割も担っていますが、その特色である建議があり、諮問によらないで意見を述べます。

そういったところで、この審議会は審議諮問機関としての位置付けもありますので、ご承知おきいただければと思います。

また、今日もこの隣で都市計画審議会をやっていますが、そちらに参加される委員の報酬は、市議会の審議を経た上で決定しています。

C委員

この審議会を規定した条例等の資料を手元に持っていないので分からないのですが、特別職等報酬審議会という形にするのであれば、実際の内容と審議対象とする特別職を限定する必要があると思います。それはどこかの設置要綱に規定されていますか。

事務局

この審議会の任務は条例で規定されています。「市長、副市長、議員の報酬について審議をしてください。」という任務と役割が条例で規定され、審議対象が限定されています。

田口会長

次に、議題の『(2)常勤特別職の職務と活動状況について』に移ります。事務局に説明を求めます。

事務局

(資料11・12により説明)

D委員

市長が地方税を決定し、徴収すると書いてありますが、住民税というのは、何か

基準がありますか、各市で少しずつ違うと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

市民税は基本的に全国同一の内容となっています。これは地方税法という国で定める法律に基づき、前年所得の税率により課されます。基本的に全国同一の取扱いです。

E委員

教育委員会は資料1-1に執行機関の行政委員会とありますが、なぜ教育委員会の教育長のみが本審議会の対象になるのかと疑問に思いました。教えていただければと思います。

事務局

教育委員会を代表する者として教育長が置かれ、責任者として事務を執行しています。また、議会で選任するということもあり、そういった観点で審議の対象とさせていただいています。

E委員

議会の選任という確認があるということで、他の委員会の委員長とは少し異なり、立場が重いので対象になると理解しました。

瀧上副会長

教育長は平成27年に制度改正で教育委員会のあり方が教育改革の中で議論されました。その過程で執行機関と委員会の関係をどうするかということがありました。そこでは、総合教育会議があり、その両方の調整を図る必要があるとなりました。従来、教育委員会の教育長は一般職でした。しかし、教育委員会と執行機関との調整役であり教育行政自身を遂行する責任者として、一般職ではなく特別職にするべきとなり、法律改正で特別職になりました。

B委員

資料1-1で副市長は市長の補助機関なので資料1-2に入りますが、選任方法は市長が議会の同意を得て選任すると聞いています。一方、教育長や常勤の監査委員は、政治的中立性と言いながら、選任は市長が議会の同意を得て決まっているので違和感がありました。

瀧上副会長

教育委員会の委員は、議会で審議して住民の代表が選んでいます。市長がただ任命するというのではなく、それを前提として議会の承認を得ていますので、民主

的な仕組みになっています。

田口会長

次に、議題の『（３）議員の職務等、活動状況について』事務局に資料の説明を求めます。

事務局（米津議事課長）

（資料 1 3 - 1 ~ 1 3 - 3 により説明）

事務局（柴田庶務課主幹）

（資料 1 4 により説明）

F委員

2点伺います。

まず、資料の対象経費の会議費です。会議を行った場合に対象があるということですが、どういう内容なのか、実際にどのように使われているのかお聞きしたいです。

もう一つ、政務活動費の返還請求の事案が出ていると聞きしましたが、具体的にどのような問題があったのかお聞きしたいです。

事務局（柴田庶務課主幹）

まず1点目の会議費の内容についてです。例えば、市政報告会を開催する際の会場使用料、そこで出される飲み物代、こういったものが会議費で、政務活動費として使われているのが現状です。

2点目の政務活動費の返還ということですが、令和6年度の事案です。政務活動費の使用については条例上4月30日までに収支報告書を提出しなければならないと決められていますが、ある1人の議員から4月30日までに収支報告書が提出されませんでした。これが条例違反ということで、市長から交付決定の取り消し及び返還命令が出されました。なお、これについては既に全額返金されています。

F委員

会議の飲物という説明がありましたが、とにかくお食事をすごくしているみたいな印象があります。何か一定の制限があるのか説明を頂きたいです。

事務局（柴田庶務課主幹）

まず、「政務活動費の手引き」には、経費別の具体例として、会議費の項目が挙げられています。

その中で支出できる経費は、「会議に伴う茶菓子代（ペットボトル、コーヒー、

お茶等) という。」と定められています。

反対に支出できない経費として、「宴会費、懇親会等、飲食を主目的とする会議出席費用。」と定められています。

この具体例に基づいて、収支報告書の提出などがあつた場合は、事務局で目的に間違いがないか精査しています。

C委員

資料14 1 (2) 期末手当についてお伺いします。

支給の「報酬月額×120/100等、一連の式」の意味を教え頂ければと思います。人事院勧告では、年間2.4か月とかの表記で、馴染みがありませんでしたのでお願いします。

事務局

期末手当は、6月と12月にそれぞれ支給されます。

ベースとなるのが報酬月額で今回の審議対象の部分です。

その次の100分の120につきましては、職務加算として算定しているものです。これは、その職務の複雑、困難、責任の度合い等を考慮して加算しています。

この加算は、人事院が民間賞与を比較した際、役職者の支給月数が係員の月数を大きく上回っていたことから、官民較差是正のために勧告されたものです。我々一般職員は役職や級に応じて割合を変えておりますが、特別職に係る加算率は一律20%と定めて支給しています。

その後の割合が支給月数で年間で4.6月、半期では2.3月です。そちらを掛け合わせて期末手当を支給します。

E委員

政務活動費を会派と個人でもらっていますが、どういった経緯で分られているのか理由がよくわかりません。

事務局（柴田庶務課主幹）

会派として交付を受けているのは、現在3会派あります。「創生市川・自民党第1、公明党、日本共産党」です。おそらく、政務活動費を会派で受ける方が、会派として都合が良いということが挙げられるかと思います。

もちろん会派で個人として交付を受けている議員もいます。会派を結成したらといって、会派で受けとらなければならないということではありません。会派として交付を受けるということで手続きを踏むのは、会派で受けた方が都合良いことになると思われます。

E委員

都合が良いことにはよくわかんないのですが、グループで買うとかそういうことですか。例えば、個人で50万円ではしか買えなかったものが、2人では100万円のものが買えます。そういったことですか。

事務局（柴田庶務課主幹）

おっしゃるように備品の購入に関しても、そういったこともあると思います。あとは政務活動費を使って会派で視察に出かける場合です。

B委員

今のところで、審議の対象ではないのはわかっていますが、政務活動費の収支報告は会派で受け取っている議員たちは会派として提出されるのですか。

事務局（柴田庶務課主幹）

おっしゃる通りです。

G委員

政務活動費が審査対象に入っていません。それが少し疑問です。一緒に審議対象になっていれば分かりやすいと思いますが、なぜ、一緒にならないのですか。

事務局

政務活動費は、お金の性質として、市長から議員に対して支給される補助金という性格に位置付けられています。報酬ではないので報酬等審議会等の条例上の報酬に含まれません。従って審議の対象からも外されていると理解しています。

田口会長

以上を持ちまして、第2回市川市特別職報酬等審議会を閉会いたします。

— 閉会 —

市川市特別職報酬等審議会 会長